**居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算取扱要領**

１　特定事業所集中減算について

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前６月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が１００分の８０を超えている場合には、特定事業所集中減算として、１月につき２００単位を所定単位数から減算する。

２　特定事業所集中減算の算定手続きについて

1. 判定期間と減算適用期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 判定期間 | 減算適用期間 | 書類提出期限 |
| 前期：３月１日～８月末日 | １０月１日～３月３１日 | ９月１５日まで |
| 後期：９月１日～２月末日 | ４月１日～９月３０日 | ３月１５日まで |

減算要件に該当した場合は、減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて減算を適用する。

（２）判定方法及び書類の作成

①　各居宅介護支援事業所ごとに、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算する。→「別紙１」参照（各事業所独自の様式でも可）

　　　・訪問介護の場合

　　　（訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数）

　　　　　÷（訪問介護を位置付けた計画数）

②　上記①の結果を訪問介護サービス等の各サービスごとに「届出書（別紙２）」に記入する。

（３）算定手順

①　全ての居宅介護支援事業所において、「別紙１」を参考に計算した書類及び「届出書（別紙２）」を作成し、紹介率最高法人を位置付けた割合がいずれかのサービスで８０％を超えた事業所は「届出書（別紙２）」を津久見市長寿支援課に提出する。

（すべてのサービスにおいて８０％以下の場合は提出不要。）

②　紹介率最高法人に８０％を超えて集中している場合であっても「正当な理由」があると認められる場合は減算の対象としない。

　　この場合の「正当な理由」の範囲は、以下のとおりとする。

ア　利用者の日常生活区域に、特定事業所集中減算の対象となる訪問介護サービス等事業所の数がサービスの種類ごとでみた場合に少ないため、特定の事業所に集中していると認められる場合

（具体的な考え方）

利用者の日常生活区域において、特定事業所集中減算の対象サービスとなるサービスの種類ごとの事業所数（同一法人が複数の事業所を持つ場合は、事業所数を１とする。）が、２事業所以下である場合に、その日常生活区域に居住している利用者の居宅サービス計画数を除いて再計算し、その結果、対象となるサービスが位置づけられた居宅サービス計画の数が１月当たり１０件以下であるか、又は紹介率最高法人に８０％を超えて集中していない場合

※各サービスごとの事業所数が２以下である日常生活区域は確認すること。

イ　居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にサービス種類ごとの事業所数が４事業所以下である場合

ウ　特別地域居宅介護支援加算を受けている居宅介護支援事業所である場合

エ　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数（当該居宅介護支援事業所において給付管理を行った件数）が２０件以下である場合

オ　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下である場合

カ　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案したことにより、特定の事業所に集中していると認められる(ｱ)又は(ｲ)の場合

(ｱ) 紹介した事業所が２年以内に社会福祉法第７８条の規定に基づく福祉サービス第三者評価を受け、その結果を独立行政法人福祉医療機構WAM-NETに公表しており、その評価項目のうちａ評価が５０％以上で、ｃ評価がない事業所

(ｲ)　利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

キ　その他正当な理由と認められる場合

(ｱ) 　事業所の体制が充実していると考えられるａ～ｂのいずれかの場合

　　　　ａ　訪問介護事業所において、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定している事業所

　　　　ｂ 通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所において、個別機能訓練加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、栄養改善加算、口腔機能向上加算の全てを算定することができる旨の届出をしている事業所

(ｲ)　利用者からの希望を勘案したことにより、特定の事業所に集中していると考えられる場合

　ａ　訪問介護サービス等事業所において、その利用者のうち、特定事業所集中減算の対象となる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画 を作成した利用者の占める割合が７５％以下である事業所　　【別紙（参考例）参照】

　注１　利用者の占める割合を算定する場合は、判定期間における月当たりの平均利用者数で判断する。

　 　 注２　当該居宅介護支援事業所が居宅サービス計画に位置づけた事業所の中で、紹介率最高法人に同種の複数の事業所がある場合については、合算して計算する。

　 　 注３　同一法人の居宅介護支援事業所については一つの事業所として計算する。

(ｳ)　サービスの提供に当たって指示を受けた主治の医師との密接な連携を確保するため、当該医師の指示により特定の事業所に集中していると認められる場合

対象：医療系サービス

　　　訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護　等

※カ～キに係る留意事項

ａ　キ(ｱ）については、判定期間の当初（前期：３月１日、後期：９月１日）において要件

を満たしている必要がある。

ｂ キ(ｱ）については、実態として加算の要件を満たしていても、加算の届出を提出してい

ない事業所は対象としないものとする。

ｃ カ(ｱ）及びキ(ｱ）については、紹介率最高法人に同種の訪問介護サービス等事業所が複

数あり、全ての事業所が要件を満たしていない場合については、要件を満たしている事

業所を利用している利用者の居宅サービス計画数を除いて再計算し、その結果、対象と

なるサービスが位置付けられた居宅サービス計画の数が１月当たり１０件以下である

か、又は紹介率最高法人に８０％を超えて集中していない場合については、減算の対象

としないこととする。

ｄ　カ(ｱ)については、届出の時点で第三者評価の結果を公表しており、要件を満たしていればよい。

ｅ　カの（ｲ）及びキの（ｳ）については、該当する居宅サービス計画数を除いて再計算し、その結果、紹介率最高法人に１月あたり１０件以下であるか、又は紹介率最高法人に８０％を超えて集中していない場合は減算対象外となる。

ｆ　キの（ｳ)については、利用者の主治の医師が発行するサービス提供指示の文書、又はサービス提供に関する医師の指示について聞き取り内容等を記載した文書を事業所にて保管すること（県への提出は不要。）。

③　上記②のア～キの理由に該当し、特定の訪問介護サービス等事業所に集中する正当な理由

があると認められる居宅介護支援事業所については、「理由書（別紙３）」及び必要に応じて

「再計算書（別紙４）」又は「居宅介護支援事業者別利用者数（別紙５）」又は「居宅サービ

ス事業所の選択に関する理由書（別紙６）」を添付すること。

（参考例）

　　取扱要領２の（３）の②のキの(イ)のａ「サービス事業所において、利用者のうち、特定事業所集中減算の対象となる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成した利用者の占める割合が７５％以下である事業所」の例

（例） （利用者８６人） 　 　（利用者２１人）

Ｂ居宅介護支援事業所　　　　　　　　Ｃ居宅介護支援事業所

（Ｄ法人）　　　　　　　　　　　　　　　（Ｅ法人）

・紹介率９３％　　　 ・紹介率９５％

（８０人） Ａ通所介護事業所（Ｆ法人） （２０人）

・１月の平均利用者数が１００人

　　　　　　　　　　内訳　Ｂ居宅８０人　８０％＞７５％：減算

Ｃ居宅２０人　２０％≦７５％：対象外

【解説】

　Ｂ居宅介護支援事業所とＣ居宅介護支援事業所が、どちらもＡ通所介護事業所への紹介率が８０％を超えている場合、本来であればＢ、Ｃ両方の居宅介護支援事業所が特定事業所集中減算の対象となる。しかし、Ａ通所介護事業所の利用者のうち、１００人中８０人がＢ居宅介護支援事業所で居宅サービス計画を作成しており、２０人がＣ居宅介護支援事業所で居宅サービス計画を作成している場合、Ｂ居宅介護支援事業所は特定事業所集中減算の対象となるが、Ｃ居宅介護支援事業所は特定事業所集中減算の対象とならない。ただし、Ｂ居宅介護支援事業所とＣ居宅介護支援事業所が同一法人であった場合は、どちらの居宅介護支援事業所も特定事業所集中減算の対象となる。